

地縁による団体の認可について

自治会・町内会等は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ(地方自治法第260条の2)、市長の認可を受けて法人格を取得し、団体名義で不動産登記等を行うことができます。

【目 次】	
はじめに	・・・2P
A 認可申請	・・・2P
1 申請できる地縁による団体	
2 認可の要件	
3 認可申請書の作成	
4 認可申請手続きの流れ	
5 地縁団体設立時の注意点	
B 認可申請直後の手続き	・・・5P
1 認可地縁団体印鑑登録	
2 税法上の手続き	
C 運営上の諸手続	・・・6P
1 証明書の発行等	
(1)認可地縁団体台帳証明書の交付	
(2)認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	
2 告示事項、規約内容の変更	
(1)規約を変更した場合	
(2)告示事項を変更した場合	
3 その他	
(1)認可の取り消しと解散	
ア 取り消し	
イ 解 散	
(2)地縁団体の留意事項	
ア 地縁団体の留意事項	
イ 地縁団体の性格	



はじめに

これまで、地域住民が自主的に組織する自治会・町内会等は、法人格を有していないため、集会所等の不動産を所有していても自治会等の名義では登記等を行うことができませんでした。このため、代表者等の個人名義で登記をせざるを得ず、名義変更や相続など様々な問題が生じていました。

このことから、平成3年4月に地方自治法(以下「法」という。)が改正され、一定の要件のもと自治会等が自治体の認可を受け、法人格を取得できるようになりました。

制度創設時の趣旨から、自治会等が法人格を取得するためには、不動産等の保有を前提としていましたが、近年、地域の課題解決に向けた自治会等の多様な活動実態を踏まえ、不動産等の所有を前提としないものに見直されており(法第260条の2)、令和3年11月26日から、不動産等の保有予定の有無に関わらず、「地域的な共同活動を行うこと」を目的として、法人格の取得が可能となりました。

A 認可申請

1 申請できる地縁による団体

(地方自治法第260条の2第1項関連)

町または字の区域、その他市内の一定区域に住所がある者の地縁に基づいて形成された団体です。認可の対象はこのような地縁による団体に限られ、例えばスポーツ同好会のように特定の活動を行う団体や、年齢や性別等特定の条件を必要とするような団体は認可できません。

※不動産または不動産に関する権利等とは以下のようなものです。

- 土地及び建物に関する所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権及び採石権
- 「立木」の所有権及び抵当権
- 登録を要する金融資産(国債・地方債及び社債)

2 認可の要件

(地方自治法第260条の2第2項関連)

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) **その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること**

地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町内会活動のことです。現に活動を行っていると認めるには、過去2年以上の活動実績が必要です。そのため、団体が発足して2年未満の場合は認可できません。

(2) 「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」

河川・道路等で区域が画されているなど、容易に自治会・町内会等の区域・範囲がわかる状態であること、という意味です。他の自治会・町内会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

(3) 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」

その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とはその区域の全住民(自治会・町内会等に参加していない人を含む)の過半数です。

(4) 「規約を定めていること」

目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項が定められていることが必要です。

3 認可申請書の作成

まず、認可申請することについて、自治会・町内会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。またそれ以外にも、認可を受けるのに必要な事項(認可要件に合致する規約の決定または改定、構成員の確定、申請代表者の決定、不動産等保有する資産の確定など)の総会決議が必要となります。詳細については、必ず事前に地域協働課へ相談してください。実際の申請にあたっては、以下の書類を提出することになります。

●認可申請書

(1) 規約

・認可要件を満たす内容のもの

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

・総会議事録の写し

(3) 構成員の名簿

・氏名、住所を記載したもの。

(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を現に行っていることを記載した書類

- ・自治会・町内会等の活動実績を示す書類：過去2年度分の事業報告書、決算書及び当年度の事業計画書、予算書
- (5) 申請者が代表者であること証する書類
 - ・申請者が代表者に選出されたときの総会議事録の写し及び申請者が代表者になることを承諾した承諾書
- (6) 区域を示した地図

4 認可申請手続きの流れ

認可申請書類一式が整えば、地域協働課へ提出してください(電子メール・FAXは不可)。認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。書類・内容等に不備がある場合、または、認可要件に合致しない場合は受理できません。審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、[市長が認可及び告示](#)して認可手続きは完了です。

	流 れ	備 考
1	皆さんで話し合い	認可地縁団体になることの相談をしてください。
	↓	
2	地域協働課に事前相談、 規約(案)、区域図(案)等の作成	認可地縁団体として最低限必要な条項が含まれているか規約を確認し、区域について他の地縁団体との重複等がないか確認します。
	↓	
3	総会の開催～ 申請の意思決定、認可必要事項の議決	
	↓	
4	申請書類の作成・準備	
	↓	
5	認可申請書の提出	
	↓	
6	地域協働課による認可要件審査	2週間から1ヶ月程度かかります。
	↓	
7	市長による認可・告示	認可書が送付されます。

5 地縁団体設立時の注意点

- ・ 管理する財産が「農地」である場合は注意が必要です。別途担当へお尋ねください。
- ・ 税の取り扱いについては、市・県民税として課税対象となりますが、収益事業を行なっていないれば減免となります。詳細は、5ページの「2 税法上の手続き」をご覧ください。

B 認可申請直後の手続き

1 認可地縁団体印鑑登録

団体の印鑑を登録します。※不動産等登記時に必要になる場合があります。

認可地縁団体印鑑登録申請書に記入いただきます。必要なものは次のとおりです。

(1) 認可地縁団体の代表者の実印

(2) (1)に記述の実印の印鑑証明書(市役所または事務所窓口等で発行。手数料がかかりますので、ご負担願います。)

(3) 登録しようとする認可地縁団体の団体印



※ただし、次のいずれかに該当する場合は認可地縁団体印鑑の登録はできません。

- ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・ 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・ 印影を鮮明に表わしにくいもの

2 税法上の手続き

地縁団体は、下記の税の対象となりますので、必ず手続きをしてください。

税目		問合せ先	減免	備考
新潟県 県税条例	法人県民税	上越地域振興局県税部 課税課 事業税担当 025-526-9306	収益事業 にのみ課 税	第24条第3号
	不動産取得税	上越地域振興局県税部 課税課 不動産取得税担当 025-526-9305	課税 (条件によ り免除)	— (従前の区財産“権利 能力なき社団が保有 委任をしていた財産” を取得するに限っては 課税免除。)

糸魚川市 市税条例 (都市計画 税条例)	市民税	市役所税務保険課 552-1511 能生事務所住民係 566-3111	収益事業 にのみ課 税	第38条第4号
	固定資産税 (都市計画税)	青海事務所住民係 562-2260	使用目的 により課 税	第40条の2第1号 により目的によっては 免除 (集会所、保育所、 児童遊園地等の施 設)

注1)市・県民税は、収益事業を行わない場合は減免の対象となりますので、ご相談ください。

注2)収益事業を行う場合は、税務署に収益事業開始届を提出してください。

C 運営上の諸手続

1 証明書の発行等

認可事務が完了すると、市が地縁団体台帳を作成します。また、印鑑登録が可能になり、それぞれ証明書の発行が可能となります。

(1)認可地縁団体台帳証明書の交付

ア 請求方法 「証明書交付請求書」により交付請求をしてください。

イ 交付手数料 350円

ウ 窓 口 市役所地域協働課で交付できます。

エ 持ち物 ①請求書
②交付手数料
③請求者の本人確認書類

オ その他 代表者以外でも交付可能です。

(2)認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

ア 申請方法 「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」により申請をしてください。

イ 交付手数料 350円

ウ 窓 口 市役所地域協働課で交付できます。

エ 持ち物 ①申請書
②交付手数料
③団体の印鑑
④申請者の認印
⑤申請者の本人確認書類
⑥必要に応じて委任状

オ その他 代表者の委任状により代理人の申請が可能です。

2 告示事項、規約内容の変更

認可を受けた後、規約や告示された事項(代表者の住所・氏名・事務所の所在地等)を変更した場合は、それぞれ「規約変更認可申請」、「告示事項変更届出」の手続きが必要です。市長の変更認可・告示がないと、変更された事項や規約内容は変更したことにならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

(1) 規約を変更した場合

以下の書類を提出してください(電子メール・FAXは不可)。書類審査の上、規約変更認可・不認可を文書で通知します。なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・事務所・解散の事由など、告示された事項である場合は、別途「告示事項変更届出」が必要です。

● 規約変更認可申請書

ア 規約変更の内容及び理由を記載した書類

イ 規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録の写し)

(2) 告示事項を変更した場合

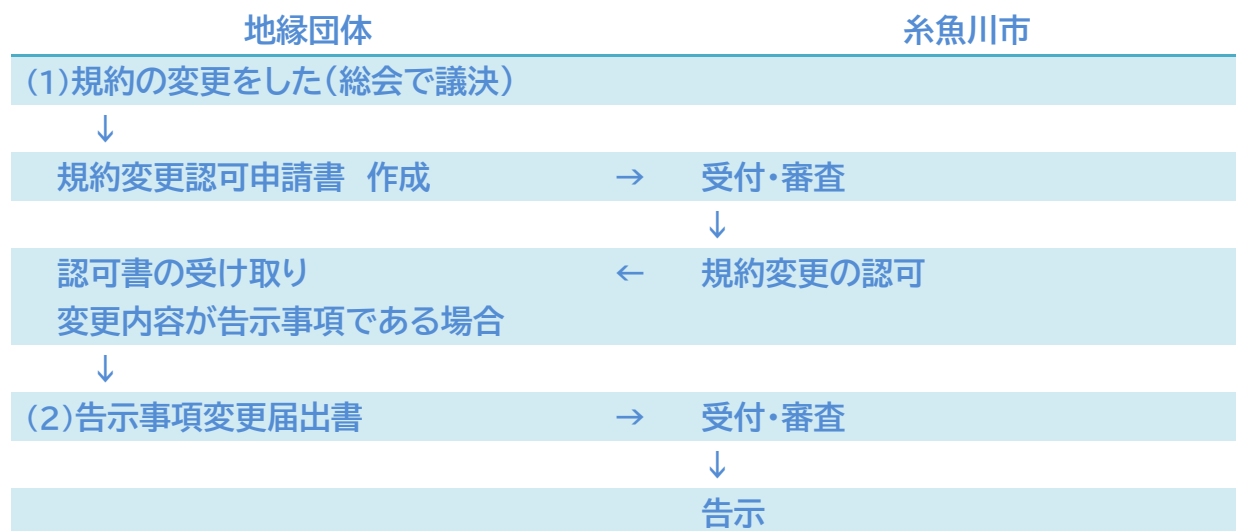
以下の書類を提出してください(電子メール・FAXは不可)(変更があった旨を証する書類は変更内容によって異なるので、詳しくはご相談ください。)

変更のあった事項が認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。書類・内容等に不備がある場合、または認可要件に合致しない場合は受理できません。審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、市長が認可及び告示して告示事項変更手続きは完了です。なお、審査には2週間から3週間程度かかります。

● 告示事項変更届出書

告示された事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録の写しなど)

(3) 変更手続きの流れ



3 その他

(1) 認可の取り消しと解散

ア 取り消し

認可を受けた地縁による団体が以下の1つに該当するとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- 4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- 不正な手段により認可を受けたとき

イ 解散

認可を受けた地縁による団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は地方自治法 260 条の 20 の規定により、市長に対して届出(市長による解散告示)、及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続きが必要です。

- 規約に定めた解散事由が発生したとき
- 破産したとき
- 認可を取り消されたとき
- 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき(規約に別段の定めがある場合を除く)
- 構成員が欠亡したとき

(2) 認可地縁団体の留意事項

ア 地縁団体の事務

- 不動産登記等の手続き...
現在、会長や役員の方々の個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、認可地縁団体名義へ移転登記等ができます。不動産登記手続きの詳細は法務局にお問い合わせください。
- 財産目録の作成と備置義務...
財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。
- 構成員名簿の作成と備置義務...
構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更あるごとに訂正してください。
- 総会開催の義務...
代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。
総会議事録の作成をしてください。
- その他...
代表者及びその他代理人が職務を行うことについて、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

イ 地縁団体の性格

- 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- 法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。法人税法等においては公益法人等とみなされ、収益事業のみ課税対象となります(詳しくは税務署等にお問い合わせください)。
- 認可により権利能力を取得した後も、**住民により任意的に組織された団体**であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、**公共団体その他行政組織の一部ではありません**。また、認可地縁団体が行う活動について、**市長は一般的監督権限を持ちません**。
- 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、**認可の前後によって変わるものではありません**。
- 特定政党のために利用してはいけません。